

1. 開 会

三番瀬再生推進室長 　　ただいまから第9回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、中田委員、岡本委員、米谷委員、佐藤委員から、所用のため欠席という連絡がございました。また、細川委員につきましては、到着が遅れるとの連絡がございました。

現在、委員 21 名中 14 名おられます。設置要綱第6条第5項で定める会議の開催に必要な委員の過半数である 11 名を充足しております。

配付資料の確認をさせていただきます。

まず、表紙が「第9回三番瀬再生会議 次第」となっている資料です。

それから、資料 No. 8「第7回三番瀬再生会議において求められた資料について」というものでございます。

それから、資料 No. 2 - 1「『海と陸との連続性・護岸』事業計画書(案)」というものでございます。

最後に、委員の皆様方には、急遽欠席された米谷委員からの意見を別葉として配付してございます。

以上4点でございます。

2. 挨拶

三番瀬再生推進室長 　　それでは、議事に入る前に、大槻副知事から一言ご挨拶を申し上げます。

大槻副知事 　　皆様、こんばんは。県副知事の大槻でございます。

きょうは、年の瀬迫った中で、委員の皆様には、第9回になります、三番瀬再生会議にご出席いただきまして、本当にありがとうございました。

振り返りますと、ちょうど1年前のきょうでございます。出発までいろいろ紆余曲折ありまして、県民の皆さん幅広くからご心配いただいていたのですが、今年のちょうどきょう、12月27日に第1回目の三番瀬再生会議をスタートすることができました。

この1年間を振り返りますと、委員の皆様には、県の基本計画をいろいろご審議いただく中で、大西会長はじめ委員の皆様、さらには各省庁からのオブザーバーの皆さんに大変お世話になりましたことを、厚くお礼申し上げたいと思います。

本日の会議は、前回の再生会議で、スケジュール的に、ないしは地元市から、市民の安全という点で早く着工してもらいたいという市川市の直立護岸 塩浜護岸についてご審議いただいているわけですが、きょうは皆さん本当にお忙しい中を急遽お集まりいただいているわけございまして、県としましても、明年度の予算の執行ということもいろいろ念頭に置く中で、地元市からの強い早期着工の要請もあるということから、皆様のご審議を再度お願いしているわけでございます。

さらに県のほうでは、ご存じのとおり、議会に三番瀬再生に向けた特別委員会が設置されまして、これまで3回ほどいろいろな調査・検討が進められております。とりわけ、三番瀬の埋立の経過、歴史的背景がどうなのかという原点に立ち立った調査・議論から始まっておりますが、前回、12月19日ですが、いろいろご審議いただいております塩浜護岸

の内容についてもいろいろ議論がございました。施工に当たって、皆様の議論の中にもありますように、環境保全、自然保護に十分配慮した慎重な実行が必要であるのではないかという議論もございましたが、大方の内容としては、「早期に着工すべきだ」という形で収斂されているのではないかと考えております。

きょうは、繰り返しますが、このお忙しい中での審議でございます。慎重審議をぜひお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

三番瀬再生推進室長 これからの進行は会長をお願いいたします。

大西会長、よろしくお願ひいたします。

3. 議 事

大西会長 皆さん、こんばんは。

今、大槻副知事から話があったように、ちょうど1年前に再生会議が始まったということで、まる1年ということになります。

この間に、基本計画素案を答申したわけですが、きょうは、事業計画の第1号ということになると思いますが、護岸についてまとめの議論をしていただくことになっています。

それから、既にご案内しておりますが、きょうは少し早めに審議が終わるのではないかと期待しているところもあるのですが、残りの時間も使いながら懇親会を開いて、1年間を振り返りながら、懇親の場で引き続き、少し違った環境で議論したいと思っているところです。

三番瀬の再生というのは非常に大きなテーマ、息の長いテーマになりますが、その意味では、再生計画の基本計画をつくったり、1年でいろいろな成果を上げていますが、県民全体が引き続き継続的に再生について理解していただいて、その背景のもとで議会にも支持していただかないと再生が実を上げないということになっています。その意味では、議論と同時に、一方でいろいろな事業が具体的に展開されて、再生の姿が少しでも現実のものになっていくことは非常に大事でありまして、きょう議論する護岸はその意味では非常に重要で、またタイムリーなテーマではないかと考えているわけです。

初めに、会議開催結果の確認を担当していただく方をお願いしたいと思います。

きょうは、倉阪委員と後藤委員をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

きょうの主な議題は、恒例ですが、「第1回から第8回再生会議までの結果について」が1番目です。2番目が、「三番瀬再生計画について」ということで、前回からの継続の議論ですが、市川市塩浜護岸改修事業の事業計画、同実施計画について。これはメインのテーマであります。3番目に、前回報告できなかったものを含めて、報告事項について事務局から報告をしてもらいます。それから、その他。四つであります。

「次第」に沿って議事を進めていきます。

(1) 第1回から第8回再生会議の結果について

大西会長 まず、1回目から8回目までの再生会議の結果について、県から説明をお願いしま

す。

三番瀬再生推進室長 「会議次第」の10ページをお開き願います。

「第8回会議」となっておりまして、11月25日、こちらの場所で開かれたわけですが、市川塩浜護岸事業に係る事業計画書(案)を諮問し、あわせて当該事業に係る実施計画書(案)を報告し、議論いたしました。

審議内容ですが、

1として、第1回から第7回の再生会議の結果について、資料に基づいて確認いたしました。

2として、三番瀬再生計画(事業計画)(案)について、護岸検討委員会の委員長を務める矢内委員から委員会での検討経過が報告され、議論が行われました。委員の方々からは、「事業計画の位置づけを明確にし、事業費も考慮して議論を進めていく必要がある」との意見がございました。その上で、キーワードとなる「モニタリング調査」と「順応的管理」について加筆すべきとの意見があり、次回の再生会議で修正案を調整するという事で、今回の会議ということになりました。

報告事項ですが、次回への持ち越し(今回への持ち越し)ということになりました。

会長さんによる全体のまとめですが、

- (1) 護岸構造を立体的に示すとイメージをつかみやすいので説明時に工夫されたい。
- (2) 市川市塩浜護岸改修に係る事業計画(案)について、パブリックコメントの実施にあたっては、事業内容の理解を深めてもらうため、実施計画書(案)を参考資料として添付する。
- (3) 次回再生会議では、事業計画(案)に対する答申を取りまとめる。(今回取りまとめる)

ということでございました。

県からの報告事項ですが、本日12月27日を次回の再生会議とする。事業計画書(案)について、概ね合意が得られたことを踏まえて、今月末から12月中旬まで、実は11月30日から12月20日まで、パブリックコメントを実施することを報告したということでございます。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

今の、前回までの議事の内容について、何か質問等がありましたら。

竹川委員 前回、事業計画について幾つかの問題がここで出されたわけですが、「順応的管理」の言葉だけで、すべてこれが入れられればそれでめでたしめでたしというのではなくて、私自身が提案したのは、その基になる基本計画が素案の段階から一応県の案として出ているわけですが、それについてのパブリックコメントの結果のまとめがまだついていない。それについての県のほうの意向は、個々の意見のこともある、また県議会のこともある。これは大槻副知事もおっしゃったのですが、そういうことを考えながらまとめていく、後日発表いたしますという話でした。

これは簡単な説明ですが、議会の関係とパブリックコメントをどのようにするかということは、本来的に違うのではないかと。そうしませんと、パブリックコメントが議会の結果によって左右されてしまう。これではパブリックコメントの意味をなさないわけです。当

面、いつ議会に出されるかはわかりません。条例の問題も出ていませんし、この基本計画も出ていません。いずれにしましても、それまでに、県案に対してのパブリックコメントも含めたきちんとした案というものをまずつくる。これが前段になくってはならないと思います。それがきょうの議題の中には入っていません。

それから、事業計画も、図解によりますと、基本計画がありまして、その全体を受けた事業計画があると。その中に一部緊急護岸の計画があるということですので、この事業計画案をもって県の三番瀬再生の事業計画であると言うにはちょっと無理があるのではないかと。少なくとも全体の総合的な事業計画が必要だということは、この間の再生会議でも話されていましたから。それがいつできるのか。それとの見合いでこの事業計画も位置づけられないと、片手落ちになる。護岸改修だけの事業計画に終わってしまう。

そういう点で、いわばこの事業計画は、いわゆる緊急な事業計画というのであればわかりますが、これをもって5ヵ年の再生事業がここで決まるのだということがあったとしたら、十分もう1回その辺を検討する必要があるかと。

その2点を問題として。

大西会長 今のご発言は、前回までの議事の経過についてではなくて、議題についてですか。

竹川委員 計画の確認と、きょうの議題に関連して。そういうこともあったのではないかと。

大西会長 1点目の基本計画について、基本計画素案で止まっているということについては、前回、説明があったと思いますが、それに何か……、再度説明をしてもらいたいということでしょうか。

竹川委員 素案に対して答申をして、一応、県の案として今あるわけですね。それに対するパブリックコメントをしたわけですね。もう既に終わっていますが。その扱いがこの次の事業計画のパブリックコメントの扱いに先行する先例になりますので、やはりそれをきちんと……。

大西会長 基本計画の現段階について、もう1度説明してくださいということですか。

竹川委員 そうです。

大西会長 それは「その他」ではいけないですか。今やったほうがいいのかということですか。

竹川委員 順番としましては、それが前段になって。

大西会長 それが一つ。わかりました。

竹川委員 もう一つは、事業計画のカテゴリーというのですか……。

大西会長 それは何度か話が出ていると思いますけれどね。なぜ護岸をいま議論しているのか。事業計画のもちろん一部として。事業計画は、きょうは手元にないかもしれませんが、いろいろな項目がありましたね。その項目について事業計画をつくっていく。その中の一つとして、護岸について、いろいろな事情から早く事業をやらなければいけないということ。

竹川委員 それは、早くやることは私は全く異存がないですね。いわゆる護岸検討委員会の中でまとめた事業計画は、実際は内陸部のまちづくりも含めた、例えばそういったものも必要でしょうし、また緊急な……。

大西会長 それはわかります。事業計画はこれだけではないというのは、みんなで確認することです。それは一つ一つなのか、集団で提案されてという節目があるのか、その辺はこれからの作業かと思いますが、これを皮切りに事業計画を次々に議論していこうという

ことだと思っうんですね。

竹川委員 最初の予想では、年度内に事業計画は出す。

大西会長 わかりました。

竹川委員 それとの見合いでこれは論議しておいたほうがいいんじゃないかと。

大西会長 いや、それは議論済みだと思うんですけど。

では、事務局から、繰り返しになりますが、基本計画素案の扱いと事業計画の審議、諮問の考え方、これをもう1度説明していただけますか。

総合企画部参事 繰り返しになりますが、まず1点目の基本計画についてですが、パブリックコメントについては大変多くの意見をいただいております、これへの対応については、本当に繰り返しになりますが、県議会での議論を踏まえて、パブリックコメントとあわせて県としての基本計画を確定するという予定であります。

先ほど副知事からもお話ししましたように、県議会のほうに特別委員会が設けられまして、今の予定ですと、これまでに3回ほど開かれているわけですが、第4回を2月21日に開催する予定になっております。ここにおいて、予定ではございますが、再生計画の基本計画を中心にした議論がされるということになっております。したがって、それを踏まえて、私どもとしてはパブリックコメントとあわせて県の対応を決めていきたいと考えているところでございます。

2点目の事業計画の点ですが、これについては、現在、県内部において作業しているところです。前々回の再生会議においても、概ねの考え方とかその辺については議論していただいたのですが、具体的な内容について、これは次回1月20日になるかと思っておりますが、次回の再生会議において、まだ事業計画の素案という形でまとめるだけの状況に至っておりませんが、具体的内容はある程度こんな形でまとめていってはどうだろうかということで、その辺のところについて議論していただければと、かように考えているところでございます。

大西会長 よろしいでしょうか。

今の後段のほうは第7回会議、9ページに今のようなことが概ね示されていると思いますが、いろいろな事情でこの護岸について先行して事業計画を決めることにしたと理解しています。

佐野委員 多分、竹川さんがおっしゃっているのは、護岸検討委員会の要綱を見ますと、護岸だけではなくて内陸も含めた調整も含まれますよというのが護岸検討委員会の役割だと、委員会の役割としてはなっていますね。もう一つは、再生計画(案)の中にもありますが、「十分な用地を海岸線に確保することが必要です。まちづくりの際にも以上のような護岸・海岸線が実現するように協力していることが望ましい」とありまして、堂本知事も「円卓会議がつくった案を最大限尊重して」ということもおっしゃっているわけですね。ですから、今回の事業計画が、事業計画と言うには余りにも不十分なものではないのか、事業計画というふうに名をつけるのであれば、そこら辺の部分も含んだものがあって初めて護岸の事業計画なのではないか、そういう指摘じゃないかと思いますが。

大西会長 今のは解釈。

佐野委員 そうですね。竹川さんがおっしゃっていることはそういうこと。

大西会長 解釈しなくても、直接意見を言ってもらえばいいと思います。

川口委員　いつも竹川さんが、議事進行というか手続論でかなり多くの時間を使うのですが、個人的な自分の理解というか、不安とかそういうものを、会議全体の不安というふうにとらえてもらったら困ると思うのですね。やはり護岸検討委員会も、矢内委員長はじめ 5 度にわたってそれぞれ真剣な経過をたどって議論して、一つの答申が出ているわけです。ですから、もし心配とか不安だというのであれば、やはり案を出すべきだと思います。護岸検討委員会でも、竹川さんから具体的に護岸についての提案は 1 度もありませんでした。護岸についての危惧、心配、不安、そういう言葉が毎回のように出るのですが、それであれば、どうなったら不安じゃなくなるのか、具体例を出さないと。皆さん忙しいときにお集まりいただいている、冒頭の何十分間はいつも使ってしまうって中身に入れないというのは、とても議事進行上もよくないと思います。ここに出ている多くの委員は、答申に対してみんな賛同しているわけですね。ですから、個人的に不安があるのであれば、個人的な不安をこの会議の場で言うと、多く集まっている人それぞれに、無駄な時間と言っては申しわけないのですが、進行上大変よろしくないと思います。

大西会長　進行については、議長である私の責任でもあります。申しわけありません。

もう 1 度確認しますが、我々がいま議論しようとしているのは、事業計画の中の護岸の中で、特に護岸改修事業について議論しているということになります。市川海岸塩浜地区護岸検討委員会、これは「設置の趣旨」の中でも「海と陸との連続性」ということを強調して、後背地のまちづくりとの関係も重視することになっています。そういう議論がこれから行われていくのだろう。護岸検討の中でも、後背地の町側が同意しないといけなような案も検討されていて、その同意に少し時間がかかっている、議論に少し時間がかかるということで、護岸改修の前面の形態よりは少し時間がかかるということも議事録等にもあります。したがって、後背地との関係はこれから必ず議論になるという前提で私は考えておりますし、護岸検討委員会に出席の方もそういう理解だろうと思います。

その上で、さっき言った整理で、いま議論している点は護岸の改修のところに当たる事業計画で、これが今後内容が膨らんでいくというふうに理解したいと思います。

その上で、きょうの議題に入ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長　それでは、きょうの議題に入ります。

(2) 三番瀬再生計画について

- ・市川市塩浜護岸改修事業に係る「事業計画」について(継続)
- ・同事業に係る実施計画について(継続)

大西会長　前回議論していただきまして、市川市塩浜護岸改修事業の事業計画及び同実施計画について、概ね趣旨としてはこれでいいと。というのも、かなり委員が重なっております、多くの委員の方は検討委員会でもかなり議論を重ねてきたということでもあります。ただ、再生会議は、三番瀬全体のいわば環境のモニタリングという視点から事業を見るという役割もありますので、少し立場を変えて護岸の改修事業について見ると、特に一つだけ事業計画ができるということで、全体に共通するような事業計画の内容が必ずしもまだ明文化されていないという状況の中では、第 1 号の事業についてはモニタリングとか順応的管理

ということを強調しておく必要があるのではないかという議論が出たと思います。その観点から、再生会議として三番瀬全体のモニタリングあるいは順応的管理という観点から少し項目を補ってはどうかという議論になったと思います。

それで具体的にどうするかということで、いろいろな案が出ていましたが、ちょっと時間切れになって、あまり拙速にそこで決めてしまったり、私どもが預かるというのめいがかかということで、今回にその点を持ち越してきました。

それで、冒頭から具体的にどういうふうに修正したらいいのかということ修正案として出していただいて、それをもとに議論するのが前回からの継続性の観点から適当だと思いますので、吉田副会長からその案について説明していただきたいと思います。

吉田副会長 前回、私のほうから、この文章を少し修正したほうが良いという意見を申し上げましたので、それについて案を既に事務局にお送りしましたので、それをまず配っていただいて、それをご覧いただきながらやりたいと思います。今、配っていただいているところですけども。

先ほどお話もありましたように、基本計画が完全に完成していないとか、事業計画が護岸のみでなくて全体像が見えてから実施計画のほうに入るべきとか、それは非常にごもつともなところでありまして、それについては、第7回の中で、全体の事業計画がいつぱいに出なくても緊急を要する事業を段階的に議論していくというところからここをやっているわけですので、そういった面から言っても、非常に例外的に、全体像ができない中で、これがまず第1号として事業計画案の検討ということになりましたので、そういった面からも、今後、ほかの事業計画案をつくる時のモデルになるということで、私としては、もちろん、先ほどお話がありましたように、モニタリングとか順応的管理を入れれば良いと。それだけではないのですが、これが今後の書き方の一つのモデルになるということ。それが第1点。

もう一つは、「モニタリング調査」「順応的管理」が文章の中に言葉として入れれば良いのではないかという意見もありましたが、私としては、これはきちっと項目名を出して書くべきである。なぜなら、実施計画については5年ごとに見直していったり、あるいはもっとショートタームで見直していくことはあるでしょうけれども、事業計画についてはかなり長くこれに基づいてその後のことも行われていくでしょうから、きちっと文章化しておいたほうが良いと思っております。

もう皆さんに行き渡ったようですので、内容の説明に入ります。

アンダーラインが引いてある部分が加筆部分です。

言葉として、「海岸保全区域に指定した塩浜2丁目、3丁目地先の護岸については」以下の7行、これは既にあったものですが、その上に小見出しとして、市川市塩浜護岸改修事業の中の一つの項目名として「護岸の整備」と入れてはどうか。

2番目の項目として、「モニタリング調査」として、「護岸改修と並行し、生物等のモニタリング調査を実施し、護岸改修に伴う自然環境への影響を評価します」と。2番目の項目とする。

3番目の項目として、「順応的管理」と入れて、「モニタリング調査結果・他の事例などさまざまな情報を基に、護岸構造を評価・再検討し、より良い工夫を施していくこととした『順応的管理』により実施します。」と、こういう言葉を入れてはどうかというのが

修正案でございます。

大西会長　　今のが提案で、前回の議論の延長にある提案ですが、これについてご意見ありましたら、お願いします。

竹川委員　　すいません、時間を取らせまして。

このモニタリング、順応的管理の仕組みとして、再生会議の設置要綱、「再生計画の進め方」にもありますように、環境評価委員会の設置が前提になっているわけです。現在のところは、県のほうの実施母体が、護岸の設計も、また環境評価のほうもそれぞれ苦労してやっつけらっしゃるわけですが、やはり本来の再生会議で決まった方針に基づいて、この再生会議の下部組織としての環境評価委員会を。実施計画についても事前に、どこが環境問題で、環境調査の評価の方法とか、そういった評価について再生会議が代表してやるということが決まっていたね。現在、これは再生会議の3回目、4回目で既に論議して、その後に個別の検討会議ができたわけです。ところが、その評価委員会が、その後全然問題になっていない。さっきの川口さんの話ではないですが、決めたことがそのままスポイルされている。そこに、再生会議の機能の大きな変更というのでしょうか、去年、ちょうど1年前に、堂本さんが「その辺の問題で大きな技術的な問題、予算の問題で大きな変更があったら、再生会議と十分相談しますよ」とここで立っておっしゃった。したがって、モニタリングと順応的管理のところに環境評価委員会が今後継続的に働くのだということ、ここに書く必要はないと思いますが、それを十分含めて理解していただきたいと思います。

大西会長　　この案でいいということですね。

竹川委員　　この案で、字句の修正はまた大変なんでしょうが、それを設置するというのを、それが再生会議の機能として働くのだということを確認していただければ結構です。

大西会長　　それは決まっているのです。

竹川委員　　現在行われていないので。

大西会長　　それもみんなわかっているんです。

竹川委員　　それを良しとしてはいけないですね。

大西会長　　良しとはしていない。

竹川委員　　そのとおりです。

大西会長　　ほかにご意見ありますか。

工藤委員　　大変結構だと思いますので、私は修正案については賛同します。

あわせて、この前から提示されている資料ですが、きょうも付いていますが、資料2-1の最後、13ページをご覧くださいませ。

「=順応的管理を踏まえた改修の流れ=」。左側はそのままだと思います。この右側の「ステップ2 順応的管理による Step2の精度向上」のところ、ここの文言が少し修正されないと、きょうの修正案にうまくフィットしなくなると思いますので、その辺、ちょっと事務局のほうで工夫していただければと思いますが。

大西会長　　これは、全体が検討委員会で作った資料ということになりますね。

工藤委員　　事務局案を修正してのんだ、それは。一応、議論はしました。

大西会長　　そうすると、きょうのを踏まえてここを適用するように。

工藤委員　　修正案がこういうふうにでき上がることは予測していませんでしたので、こちらで

全部カバーしてしまった。きょうは順序が、「モニタリング調査」があって「順応的管理」と順序がついていますので、そうなると、ステップ2の書き方がちょっと違いますね。合わせておかないとみっともないですね。

大西会長 わかりました。

事務局のほう、どうでしょう。

総合企画部参事 申しわけございません。今、マイクを通しての声が聞き取れませんでしたので。申しわけありません。

大西会長 きょうの資料2 - 1の最後のページに「塩浜2丁目の護岸改修の流れ」という図があって、ステップ1と2の間に「順応的管理により護岸の向上を目指す」ということと、右側の真ん中あたりに「モニタリング」というのがあって、この辺の文言と順序の関係ですが、きょう提案の事業計画で「モニタリング調査」「順応的管理」という順序で並んでいますので、こういう並列関係なり順序と整合性を保ったほうがいいのではないかとということですね。

矢印が突き出ていればいいのだけれども、「順応的管理」という言葉の位置がちょっと問題なのかな。これを「モニタリング」の下に位置づけられればいいんですかね。そういう工夫をしていただくということです。

この図は何の図になるのですか。実施計画の説明書になりますか。誰かわかっている人はいますか。

河川計画課 これは実施計画書の説明になっております。

大西会長 今の工藤委員の質問については、いかがですか。

河川計画課 ステップ2のところに「順応的管理による」と書いてありますので、その説明の中にモニタリングとかそういうのが入っていますので、私はこれで理解できているのですが。

大西会長 これは説明付図ということでしょうか、今の意見を踏まえて、もし修正する必要があれば修正していただくということで、今は事業計画の議論をしているので、次にやる実施計画の議論になりますが、検討していただければと思います。

河川計画課 わかりました。

大西会長 ほかにご意見を。

まず事業計画の文言を固めてと思いますが、これは一応答申するということになりますので、文書で提出しますので。よろしいでしょうか。

竹川委員 この事業計画の名前を、先ほど言いましたように、私は「緊急」という頭をつけていただいたほうがはっきりすると思います。ないしは、個別の事業名をそのまま入れる。

大西会長 事業名は入っているんですね。「護岸改修事業」という事業名が左に書いてありますね。護岸に関しては、これだけではない、いろいろな事業が来るだろうと。

竹川委員 その辺を一般の方にわかりやすく出していきたいと思います。

大西会長 具体的に提案してもらったほうがいいと思いますが、「市川市塩浜護岸改修事業」とありますので、これは護岸改修を指しているのですね。

竹川委員 一番わかりやすいのは、緊急性ということがありますので、そのために別個にしましたから、「緊急事業計画」ないしは「事業計画(その1)」とか。

大西会長 そういう提案ですが、いかがでしょうか。

歌代委員 この護岸の整備の中に、「当面、老朽化が著しい2丁目地先のうち、約 900mを先行させる」という文章が入っているから、今の緊急性というのはこれでわかると思うのですね。ですから、私としてはこの文言で結構だと思います。

大西会長 ほかにご意見ありますか。

竹川委員 この事業計画は、基本的には5ヵ年スパンで5ヵ年ということで考えられているわけです。この事業名での全体事業量というのがありまして、ここには長期目標というのがありますね。これは長期計画の分野に入ってくると思います。ですから、おそらく5年以降ですと10年ないしは15年という形で考えられていると思いますが、今おっしゃったように老朽化により緊急なということであれば、あえて私は申しますが、3丁目の護岸については老朽化の危険性もないと、あえて言えばそういうふうには言えると思います。

なぜならば、前に塩浜2丁目と1丁目の検査を国際航業にさせていただきましたが、その際は、塩浜1丁目のほうは肉厚ゼロ、いわゆる0cm、穴があいている。それから4.何cmということでした。2丁目もほぼそうです。しかし、今後の3丁目については、少なくともこの再生会議で出された図解によりますと、7~8mm程度で、最も薄いところで4.何mmということ。高さも5m40で、沈下はしておりません。再生会議の図によりますと、天端まで5m60という数字が出ております。これは少なくとも緊急な老朽化ということにこじつけるのはかなり無理があると思います。

そういうことで、この事業計画の長期目標、特に3丁目の問題をここからはずしていただきたい。むしろ予算と緊急な時間を完全に1丁目と2丁目のほうに投入していただきたい。これはやはり、少なくとも10年以上もつ耐久力のあるものを5年以内に完成していただきたいと思います。

大西会長 今ご指摘のところは、護岸検討委員会でまとめられたものそのままなんですね。ここで修正が出ているのは下線を引いたところでありまして、竹川さんも参加して議論して決められたことですよ。その点をどうお考えになるのか、逆にお尋ねしたいと思います。

それから、5年から先というのは、当然、事業計画がもう1度議論されるわけですから、その先どういう事業をしていくかということについては、おそらく護岸の検討委員会もまだ継続中だと思いますので、その場とこの場で議論がされると思います。ここでは5年の当面の目標を決めている。事業実施計画についてはもっと短いスパンのものを決めることになりまして、これについても実施計画が、諮問事項ではないけれども重要事項としてこの場に提案されますので、そこで当然モニタリングと順応的管理を適用して、もし著しく不都合なことが起これば当然修正していくことになると思います。

竹川委員 護岸検討委員会も、そういう話を私はしているわけですが、とにかく早く事業を実施しろという話の中で、自然共生型の護岸づくりの問題も、私が提案したような、本当に緊急な、既に崩壊が一部始まったというような1丁目の問題は全然問題になっていない。円卓会議で最初に護岸問題で緊急性がある、盛んに人命・財産に影響があると言ったのは、1丁目のことなのですね。それがあたかも当然のようにしてはずされてしまっている。

大西会長 ちょっと待ってください。

1丁目は位置づけが違いますよね、そもそも。海岸保全区域というのは1丁目は入っていないですね。漁港があるからということですね。つまり、高潮対策をしてがっちりガードすると、漁港の機能が確保できなくなるわけです。そういうところについては海岸保全

区域に入れられないので、外れているわけです。そうすると、その高潮対策等をどうするかということは、別途問題に当然なりますが、現在、海岸保全区域の新たな設置という変更に伴って護岸の改修をするという対象になっていないということだと思います。これは、だから高潮を被ってもいいと言っているわけではないけれども、予算、誰が事業をするのかという問題が絡んでくるわけですね、そこは。それは護岸の検討委員会でも議論されたことだと思いますが。あるいは説明を受けているはずですが。

竹川委員　いわゆる海岸保全施設の問題というのは、前の円卓会議、1月22日の最終回に基本的な計画ができた。6月に至って、海岸保全施設としての寸法が入った。そういう話が出てきました。そのときには円卓会議も終わった後ですし、この再生会議が暮れに出発する前の空白期間です。そういう意味で、「本格的な海岸保全施設」＝「1丁目、2丁目、3丁目の護岸問題」ということでの論議は正式な場ではしていないのです。したがって、いま会長がおっしゃったこと、もっともお話のように聞こえますが、今までの経過からしますと、事実はそういうふうになっています。

大西会長　海岸保全区域を決めるのは、この場ではないんですね。決める場で決められた、それは一つの事実で、それに伴って、事業を誰がやるのか、予算は誰がつけるとかという行政的な手続が決まるのだろう。私はそこはあまり詳しくはありませんが。そういうこととの関係で具体的な事業がどこから着手できるかというのが出てくるのだろうというのが、私の理解です。そういう中で、今、2丁目と3丁目が直接の対象となるわけですが、2丁目対象になっているわけです。1丁目については何もなくていいかということではなくて、これは別途、全然違う場で議論されていると聞いていますが、それがずっと進んでいけば、その高潮対策等の議論も出てくるのではないかと。それは私の観測です。

事務局から、補足があればしていただきたいと思います。

河川計画課　海岸保全区域の設定についての説明をいたします。

平成12年4月1日に海岸法が改正されまして、今までは防護だけの法律だったわけですが、それに対して、環境とか利用というものを含めた、それから、関係する市町村と協議しなさい、関係する市民、今回の場合は市川市の市民の声を聞きなさい、そういう改正がなされました。それを受けて、磯部先生が座長になって検討会を開いたということでございます。その中で、16年2月に市川市と協議をし、公聴会を、確か2回だと思えますが、市川市で行って、現在のラインが16年8月に決まったということでございます。そういう議論を踏まえた上で、法律に基づいてそういう会議を開いて、今の保全ラインが決まったということでございます。

大西会長　事業と保全区域の関係についても、今回なぜ1丁目対象になっていないかということについても。

河川計画課　その中でその議論がありましたが、当初説明がありましたように、1丁目については前面に漁港がある。それから、ちょうど背面に企業岸壁、公共埠頭がございます。そういう土地利用をされていまして、そこに海岸保全区域をかけるということは、5.4の偏差の上に10.5という打上げ高の高さの堀、堀という言い方はおかしいのですが、そういう施設をつくった場合、その中の利用している工場とか漁組とかいろんな施設があるわけですが、その土地利用は変えることができない。なぜ2丁目、3丁目を海岸保全区域にしたかといいますと、今までの土地利用を変える。護岸検討委員会でも議論になりました

市川市がやるまちづくりの計画があるということで、土地利用を変えるということで今の海岸保全ラインが2丁目、3丁目のほうにかかってきた。1丁目は、土地利用の変化がない。逆に言えば、そういう土地利用はできないということで、今のラインになったと聞いております。そういうふうに議論されたと聞いております。

大西会長　　ちょっと議論を整理して、いま吉田副会長からお手元に配付された提案があって、このあと実施計画の議論をしていただきますが、まず事業計画としてはどうかということで、この事業計画の修正案そのものについては今のところ修正意見は出ておりませんが、何かこれについてご意見がありましたら、大筋に戻ってお願いします。

本木委員　　竹川委員の冒頭の発言は、初めは事業計画書のタイトルの問題と承ったのです。でも、どうも議論をお聞きしていると、中身の問題になってくる。今、私どもが議論しなければならないのは、スタイルの問題かなという気がしたのです。要は、冒頭にある線の中のもの基本計画にあって、その中の個別の事業計画が市川市塩浜護岸改修事業なんだ、これの2丁目、3丁目が今回の議論の対象なんだ、こういうふうに私どもは理解して、今後この「海と陸との連続性・護岸」事業計画というのは、個々にはいろいろ出てくると思います。みんなこのスタイルで今後いくのだろうということがここで共通の認識に立てればそれでよろしいのかなと、こういうふうに思いました。ですから、この修正案を含めて私は原案でよろしいのではないかなと、こういう気がいたします。

大西会長　　実は前回から今回までいろいろ修文のやり取りをしたのですが、いま本木さんご指摘のように、「事業名」というのは事業として決まっているので、これは変えられないということで、前回はこの「事業名」のところ「モニタリング調査事業」というのも並べようという議論もしていたかと思いますが、そうすると事業として収まりが悪いというか、行政的な意味での事業と中身は変わってしまうということで、「事業内容」のところに入れて、事業内容としてモニタリングとか順応的管理をこの事業は含むということであります。この事業計画の中に、「計画事業」というのが「事業名」の四角のすぐ上にありますが、この計画事業というものが、この事業だけではなくて、いろいろなものがこれから出てくるということが当然期待されるということです。

倉阪委員　　事業名は変えられないということですが、虚心坦懐に見るとわかりづらいという気もしますね。というのは、塩浜護岸というと、一般の人は1丁目もあわせて塩浜と思うのではないか。そのときに、事業内容を見ると2丁目、3丁目しか書いてない。1丁目はやらないのね、という誤解を与える可能性はあるかなというふうに思います。

基本計画に立ち返ってみると、1丁目については漁港という問題があって、それがちゃんと片づかないとなかなか前に進めないのだと。ただし、危ないということは認識してははずですね。そこは、漁港についてちゃんと整理をして、安全な形で何らか手当を打たなければいけないところであることは間違いのないわけですね。

私の提案としては、この三番瀬再生計画の事業計画として、事業名の後に括弧して「2丁目、3丁目分」というものをつけることはできないだろうか。そうすると、1丁目分については別途検討しているのだというのがわかるので、「1丁目はやらないのね」という誤解を生むことはなくなるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

大西会長　　ほかにご意見ありましたら、修正について、よろしいですか。

後藤委員　　全体の事業量が長期目標と書いてあって、それは確かに護岸改修としては長期目標

であるということですが、今後、長期ということになると、自然再生の場とか、そういうものが当然絡んでくる事業であって、その行方によっては長期目標のほうはやり方も変わってくる可能性があるのも、そこをおそらく皆さんは心配されて、パブリックコメントでも随分出ていると思うのです。要するに、前回も言ったのですが、事業計画のレベルが実施計画に近い事業計画であるという位置づけだと思うのです。そうしますと、もうちょっと大きな意味で、自然再生の場も含めた、環境学習の場も含めた事業計画というレベルがもう1個間に挟まるときれいに流れると思うのですが、今回、そういう位置づけだということがここでは読み取れないのも確かなのです。文章の中に「安全性の確保を図るとともに」と書いてありますので、それはそれでいいと思うのですが、あくまでも5ヵ年計画というのは状況によって変わる可能性もあります。まちづくり、後背地の状況によって変わることがあり得るということが、この中では読み取れない。では、この間の900mに関しては自然再生をやらないのか、そういう議論はなされないのか、そういう部分も出てくる可能性があるのも、「モニタリング調査」と「順応的管理」を入れたのはいいのですが、それ以外に動きやすい要因がまだあるということがこれでは読み取れない。そうすると、護岸改修だけが5ヵ年で行われて、長期目標として1,700mを護岸改修としてやられるというイメージがちょっと強過ぎるのかなと思います。これは提案じゃないですが、確かに受けた印象がそういう感じがするということだけお話ししておきたいと思います。

大西会長 議論の流れでそういう印象が出てくるかもしれませんが、最初の3行は、「生態系にも配慮」とか「自然な連続性を取り戻す」とかいうのが書いてあるので、何かこの言葉にふさわしいものをやるというのがにじみ出ているように思うんだけど。

後藤委員 それは護岸としてできるだけ生態系に配慮しましょうということであって、もうちょっと積極的に自然再生をやり出すということは再生会議の基本計画案で言っていますので、その部分はこの文章からは読み取れない。ですから、さっき竹川さんが言いましたが、あくまでも緊急対策の部分であるということをごまかしてきちんと明記しておいて、緊急対策という話を入れておいたほうがいいのかということを感じます。

大西会長 今の自然再生というの、護岸の機能を含むわけですね。少しセットバックするとかいうことはあり得ると思うんだけど。あるいは胸壁をつくるとか。

後藤委員 さっき言ったのは、事業計画が、例えば自然再生も護岸の安全性も環境学習も含めた事業計画というイメージがある程度あった上で、その中の緊急対策としての護岸改修ですよというイメージがきちんとしていけば、それは皆さん納得できると思うのですが、このままずっと1,700mを同じ形でやってしまいますよというイメージになるので、ここにどう盛り込むかは別問題として、そこが確認だけ取れて、そういうことが出たよということをきちんとして明記していただければいいんじゃないかなと思います。

倉阪委員 今の点は、資料2-1の2ページに「参考」というものがあって、この計画事業に関連の深い事業で現時点では確定していないものとして「市川市所有地前面における環境学習・自然再生」というのが挙げられているわけですので、これがちゃんと付いているわけですから、逆に、護岸改修事業だけで自然再生まで読み込もうというのはかなり無理があるので、そういう読み方ではなくて、そこはまだこれから詰められる事業がちゃんとあるのだという認識で今回の事業を通すというほうがよろしいのではないかなと思うのですが。

後藤委員 確かにそういう考え方はあるのですが、あくまでもこれは参考であって、どういうスタイルで事業計画に付くかというのは、この表紙のまま次のページにこういう形で付くならば、それはそれでいいと思います。ただ、「事業計画の中に関連事業がありますよ」ということを一文入れておいたほうが。参考はあくまで参考ですので。事業計画の中にそれが入ってないというのはおかしな話で。

それからもう一つ、基本計画の案というのは、さっき説明がありました、あくまで案であって、今後修正される可能性がありますね。ここの部分がもし今後修正された場合、自然再生への取り組みの検討、親水スポット等の整備ということが整合性が取れなくなる可能性がありますので、一文だけ入れておいたほうがいいのかなというのが意見です。

大西会長 一文というのは……。

後藤委員 要は、関連事業としてこういうものと関連づけながらやっていきますということがないと、これだけで見た場合にはあくまで参考に過ぎないものです。

吉田副会長 先ほどから竹川委員、倉阪委員、後藤委員からずっと話が出ていたことに関連して、一つだけ大事なことが書いてあるのに私は気がついたのですが、県のほうにも確かめたいと思いますが、2ページの「注意」のところに『計画事業』とは5カ年間に取り組む事業である」とはっきり書いてあるのですね。ということは、その1ページ目の「計画事業」というところの四角の中に入っているものは、もちろん護岸の委員会の検討を受けて長期目標も書いてありますが、基本的には、5カ年間やって、当然その間には関連事業等の検討が追いついてくるでしょうから、そういった検討を踏まえて、5年後にはこの計画事業は見直すものになるのだらうと私は理解します。そういう大事なものが「参考」に入っているというのもおかしいので、確かに「参考」を消したほうが私はいいのではないかと思うのですが。

大西会長 「参考」としているのは、多分、三番瀬再生計画（案）という円卓会議の案のまま、基本計画がまだできていないので、基本計画ができると基本計画にあるこういうものが参照されるということになるのだらうと思います。で、こうなっている。そういう意味ですかね。事務局のほうで書いた理由について解説をしてくれますか。いま議論しているのは、資料2-1の2ページ、「参考」として関連事業がありますが、これが最初の後藤さんの意見の趣旨とも関連する資料だと思えますが。

これは、つくった方、説明をお願いします。

総合企画部参事 ただいまの議論の点についてですが、2ページに「参考」として入れたのは、会長さんに今おっしゃっていただきましたが、あくまでも円卓会議の計画案にこういう事業が提案されていると。したがって、県としてこれをどのように具体化していくのかということの案は、まだ今のところないということもございまして、参考として掲げました。ただ、注意事項として書いてありますように、今後県が検討・調整を進めていくものであるという注釈をここに入れて、それで理解をしていただこうということで、この事業計画を策定したものです。

大西会長 ちょっと冷静になって考えると、私の説明も舌足らずのところがあったと思いますが、後藤さんの懸念、つまり全体像については、この「参考」で実質的にはかなりカバーされているのかなと。つまり、再生計画案というのは、もう終わったのではなくて、基本計画ができて生きていくというのが解釈です。だから、これはこれで参照され続けると

ということになっています。そうすると、ここで円卓会議の再生計画案ということでリンクがあると、これはここで議論を含めて認めている計画案に書いてある事業だと。それで「今後、検討・調整を進めていく」と書いてあるので、こういう全体像の中で護岸改修があるということは一応ここで確認できるのではないか。「参考」というのは、弱いけれども、正式な事業ではないので、一步下がって記述するということですかね。

倉阪委員 若干パブリックコメントに書いてあることでそうだなと思うところもありますので、県のほうの見解を確認したいのですが、資料2-1で書いてある基本計画書案21のところ、後藤さんも懸念されているように、ここが後で自然再生が消えたり、何かそういうふうな、不意打ちを食らうような、この部分で何か変えるような、そういうことはまさかないでしょうねというのを確認したいのが一つ。

それから、参考の部分はちゃんと後ろに付くということですね。これが確認したいことの二つ目。

三つ目として、評価委員会というのは、再生会議結果を見ると、4月くらいにやることになっているのですね。それがまだ発足していないということなので、これはいつ頃発足させるのか。具体的にいつから機能を始めるのか。それについての見通しですね。

以上の三つを、現在答えられる範囲で県のほうからお答えいただければと思います。

総合企画部参事 倉阪委員の3点について。

まず1点目、基本計画の確定のことかと思いますが、これにつきましては、心配されているところは、「全くそういう心配は要りません」ということまではお答えできないのですが、といいますのも、先ほど言いましたとおり、2月に議会の特別委員会での議論が残されています。そこでどういう議論がされるのかということ踏まえた上でないと確かなお答えにはならないと思いますが、少なくとも現時点での考え方を大きく変えるようなことを私どもは今持っていないということだけは言えるかと思いますが。

もう一つ、護岸の事業計画書に「参考」を付けるのかということですが、これは理解をしてもらおう上でも付けておいたほうがいいのかと考えております。

3点目の評価委員会の立ち上げの点ですが、これにつきましては、概ね構成等については内々固まっております、今、具体的な人選を進めているところでございます。したがって、年明けなるべく早い機会に立ち上げをしたいというふうに努力していきたいと思っております。

大西会長 評価委員会の話になりましたけれども、評価委員会ができない期間は、評価委員会の機能は再生会議でやらざるを得ないというのが、設置要綱の趣旨ですかね。その点は県はどのようなふうに解釈していますか。

総合企画部参事 今回の点につきましては、再生会議の指示によって評価委員会が機能するような、そんな形になるかと思いますが、したがって、評価委員会がないときどうするかということになりますと、会長さんがおっしゃったようなことになるのかもしれませんが、ご心配の点は、具体的な検討をすべき指示対象がどの時点が出るのかということと、それから、その前に評価委員会が立ち上がっているのかどうかということが問題になるかと思っておりますので、その点につきましては、先ほど言いましたように、年明けなるべく早い機会に評価委員会の立ち上げをしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

後藤委員 評価委員会はあくまでも再生会議の下につくるというのが前提ですので、それは必

要があれば、決まってない段階でも、この中で評価できる方もいらっしゃるのでは、緊急に集めてやるしかない。立ち上がるまではそういうことだと思います。

大西会長 事業計画について幾つかご意見が出て、いま後段のほうで、他の事業との関係は、事業計画の裏というか、連続して「参考」ということでこういうスタイルで行くということで明示されるので満たされているのではないかと。

もう一つ、1丁目をどうするかという議論がありました。これについては、事務局で何か考えがありますか。あるいは護岸検討委員会の事務局でも結構ですが。1丁目について書くことはできないと、倉阪案のようにそれをにおわすということもありますが。2丁目、3丁目は、ここに書いてあると言えば書いてあるんだね。

河川計画課 2丁目、3丁目ということを入れることは結構でございます。修正することはいいと思います。

大西会長 ここに外に書いても、やっぱり、1はどうなるのだろうと。今、我々はある方向で見ているからそうだけれども、冷静にこれを二、三日経って振り返ると、両方の解釈が生まれますよね。

倉阪委員 そこは2丁目、3丁目分ということを書いておけば、1丁目は別途議論しているのだなということにはわかるはずですね。今これを書いてないと、塩浜護岸改修事業について事業内容を見ると1丁目が抜けている、やらないのね、という誤解が生ずるといことなのですね。

大西会長 1丁目については「別途検討する」と書けばいいけれども、そうでなければ両方の解釈はどうしても生まれるので、五十歩百歩という感じがします。

とにかく1丁目についてのきょうの議事は議事録に残すということで、今後この議論のときに参照する。ぜひ、9回目の会議の要約にも載せていただく。これは議事録よりずっと分量は少ないのですが、そこにも今の経過については少し丁寧に記載させていただいて、常にこういう格好で会議のたびに参照できるようにしていただきたいと思います。

蓮尾委員 県の方からの回答だったのでしょうか、「事業名に2、3丁目を入れることは差し障りない」というようなお話があったというふうに私は伺いましたけれども、もしそうであれば、事業名を「市川市塩浜2、3丁目護岸改修事業」とすれば、先ほどの問題は十分にカバーできるかと思いますが、いかがでしょうか。

大西会長 つまり、1丁目はどうなっているかというときに、これを見て1丁目を忘れていないかという誤解が生まれるかどうかなんですが、「1丁目については別途検討する」と書かない限り、誤解する人は誤解するのですね。だから、議事録として、1丁目については、さっきやり取りがあったように、これから別途検討していくと。

さっきのは、正確に言うかどうかということなんですが、1丁目の扱いは。「検討する」というのは間違いですか。もう1度、そこ、県の意見を。

河川計画課 1丁目については、保全区域がかかっていませんので、河川計画課がしている護岸検討委員会の中では議論はされませんということです。

大西会長 だから、1丁目について、どういうふうにするということですか。放っておくということですか。

総合企画部参事 1丁目についても何もしていないわけではございませんで、これは本当に皆さん方一番心配されているところでございますので。ただ、先ほど来お話が出ていますよ

うに、幾つかの前提といいますか、例えば一つには漁港区域がある、これの扱いをどうするか。それから、背後地の将来的な見込みであるとか、そういうものを踏まえて、どの程度の整備すべき護岸にするのかとか、それと、当たり前の話ですが、地元市川市が、現在、1丁目については護岸も漁港も管理しておりますので、管理している市川市との十分な協議・調整が必要になってまいります。したがって、その協議を今しているところですので、その過程でどういう方向に行くのかということをお席においても提示できるようになるかと考えております。

大西会長 報道等で、1丁目が護岸について傷んでいるということが明らかになっています。ここでも報告されたりしていますので、護岸の改修という意味ではみんな関心がある。ということを確認して、いま事務局から話していただいたようなことを整理して、文章は長くなりそうだけれども、きょうは幸い倉阪さんと後藤さんが議事録のチェックをするので、2人にチェックをしてもらおうということで、そのことをここに記録として明記することにさせていただきたいと思っております。

蓮尾委員 先ほどと全く同じことで、あくまでも事業名に「塩浜護岸改修事業」とあるから、それで1丁目だけが抜けているんじゃないかとか。改修事業全体を指している事業名なんですよ、これですと。そういう意味で、「3丁目」と入れて差し支えないのであれば、先ほど竹川さんが心配していらした緊急性云々のことも、そのほかのことも、実はちょっとまだ再生については引っかけますが、当面かなりの部分がしのげるのではないかとということで、先ほど提案させていただきました。特に議論を長引かせるつもりはありませんので、議長、よろしく願いいたします。

大西会長 ご趣旨はわかるのですが、1丁目について明記しない限り誤解は出るので、1丁目について、ここで事業の中身として明記することはできないと思っておりますので、この会議の議事録として明記するということがいかがでしょうか。

倉阪委員 それは、事業名のところに「2丁目、3丁目分」と書いておけば。

大西会長 1丁目はどうするか。

倉阪委員 1丁目はどうするかというのは、今お答えがあったようなことしか議事録に書けないわけですね。でも、事業名として「2丁目、3丁目分」と書いておけば、ある程度の誤解は解けるはずですけども。1丁目については、我々護岸検討委員会でも実際議論していないわけですから。この事業名自体、広過ぎるわけですね、実際。塩浜護岸全体についての改修事業のように読める事業名になっているので、これは実際に議論した範囲で「2丁目、3丁目分」というようなことを書いておけば。

大西会長 限定したいと言っているのでしょうか。1丁目についてもおわせたいと。

倉阪委員 実際、議論した内容、身の丈に合った事業名にしておけばいいということですよ。1丁目については、まだ議論していないわけですから。そこは、それがわかるように事業名で書いておけばいいということですから。

大西会長 1丁目は……。

倉阪委員 やるかやらないかの判断は何もしていないわけですから、そこは書かなくてもいいんです。それは議事録でいいのです。

大西会長 事業名を考えたところに聞きたいのですが、市川塩浜護岸改修事業というのは2丁目、3丁目の事業であるということで、事業名をそういうふうに変更することは可能なの

ですか。変更することは今からできなければ、中間的な格好で、括弧で事業の後に2丁目、3丁目……。

工藤委員 大変議論が伯仲して厄介なことで申しわけないですが、ここに「海岸保全区域に指定した塩浜2丁目、3丁目地先」と明記しているのですね。指定していないところは議論のしようがないんです、我々は。ですから、できない。それをわざわざにおわせてもしようがないし、また、外れているからやらないのではないかと疑うのもおかしい話なのですね。ですから、私はこのままでよろしいと思います。

大西会長 全体誤解はしてなくて、共通認識は、1丁目が非常に心配である。ただ、1丁目については海岸保全区域に指定されていないところで、その背景についても、漁港の存在なり、現行の土地利用の問題があるという説明があったと思うのですね。そういう事情で、同列の事業化はできないと。ただ、どういうふうにしていくかということについて、市川市を含めて協議をしている最中だと、そういう認識がきょう改めてできたと思います。2丁目、3丁目についてはこういうことで進めていこうと。当面5年分については、2丁目地先の900mということになっているわけです。

内容的にはそれで大体共通認識があると思います。あと、テクニカルなところでどう表示するかという問題に絞られてきましたので、この際、多数決で決めるのが一番手っ取り早いと思います。

案として、このままの案と、事業名の終わりに括弧して「(塩浜2丁目、3丁目地先)」というのを入れる案と、二つ考えますが、事務局はどちらでもいいですか。

河川計画課 護岸検討委員会の事務局といたしましては、原案のまま、「市川市塩浜護岸改修事業」と。事業内容の中で、「L=1,700m(塩浜2丁目、3丁目)」と書いてあるわけですから、それで……。

大西会長 今、それを聞いてなくて、この事業名のところに括弧して入れたらいけないか、行政的に絶対に困るか、ということを知っている。

河川計画課 できれば括弧でもらうのが一番いいのですが。

大西会長 私の提案は括弧です。

河川計画課 括弧なら結構です。

大西会長 わかりました。

事業名そのものはこれで登録されているということですね。だから、それが変わったというふうにはしたくないけれども、括弧で補足的な表現ならいいということで、内容は大体共通認識だと思います。

最後に、一番左の「事業名」の欄、ポツンと下に「事業」と2文字はみ出ている。この文章について、共通認識のもとに。ただ、提案が二つあります。このままというのがA案。ここに括弧して「(塩浜2丁目、3丁目地先)」というのがB案。どっちがいいかですね。

誤解は、あるといえれば両方あるので、それについては議事録で補う。きょうの議論ですね。ということにいずれにしてもさせていただいて、共通認識が将来につながるようにしたいと思いますが。

一応一つに決めないと答申ができませんので、今のAとBについて手を挙げていただいて決めたいと思います。

それでは、A、このままでいくというのに賛成の方。

(賛成者 挙手)

大西会長 ありがとうございます。

B案で、「(塩浜2丁目、3丁目地先)」を入れたほうがいいという意見の方。

(賛成者 挙手)

大西会長 それでは、これについては、A案、このままでいくというのが多かったので、このままでいきたいと思います。誤解がないように、議事録で整理するというにさせていただきます。

それでは、いろいろ議論が出ましたが、これに続けて「参考」が来るということで、全体像が少しでもはっきりするようにするというのを改めて確認して、今言ったように議事録に記録を残すということも確認して、今回の修正案のとおりでよろしいでしょうか。

竹川委員 護岸検討委員会の設置要綱は、文章によりますと、「市川塩浜護岸」ということで丁名は入っていません。いわゆる老朽化が著しい、危険が緊急だということで、検討の内容がそこには書かれているわけですね。そこで検討した結果、ここで出てくる計画について、特定の「(2、3丁目)」と括弧をつけてもおかしいし、またこのままでいいというのもおかしい。この再生会議で護岸検討委員会の設置基準をつくったわけですね。1丁目は、海岸保全施設との関連で言えば無関係な場所です。あそこは、おそらく東の端っから600mあたりは漁港区域ではございません。したがって、今後のこともありますので、ここでやるとすれば設置要綱を改定していただきたいと思います。

大西会長 護岸検討委員会の設置要綱は、ここのマターではないですね。県がつくっている。

竹川委員 県のほうに、ここからそれを要望していただきたいと思います。

大西会長 それはぜひ護岸検討委員会で議論していただいて、そういう役割も果たすということになれば、県も考えるのではないかと思います。私たち再生会議としては、1丁目の議論も今のように進んでいて、形は違うと思いますが、これも何らかの格好で改修が行われるということだろうと思いますので、その場については護岸検討委員会でぜひ議論していただきたいと思います。それが宙に浮いたということであれば、再生会議も議論しなければいけないと思います。

それでは、きょうの事業計画そのものとしてはよろしいでしょうか。

大野委員 竹川委員のご心配もよくわかりますし、これまでたび重なる議論が行われてきたわけです。同じような話し合いが行われてきたわけですが、それで各委員、この委員会、あるいは三番瀬の保全と再生委員会にしても、理想の護岸が可能かどうか、それは誰も答えを持っていないわけです。当然、それは予算、あるいは物理的、あるいは景観といったものも含まれていくわけですが、そういった中で議論してきて、議論は伯仲するけれども、やってみなければわからないじゃないかという話になって、この実施計画にこぎつけたわけです。だから、きょう皆さんに検討してもらうのは、私も護岸の委員の1人ですが、もっとシンプルに考えれば、100mと20m、それをやってみなければわからない。その次の段階。ここで問題は、やっぱり信頼関係だと思うのです。実施者側と我々の考え方。ここは県を信用・支持して、いち早くやってみて、それでみんなで考える、次のステップへ行く、ということで私は解釈していますけれども。

大西会長 ありがとうございます。

それでは、さっき事業名を決めたので、内容についてはこのとおりということで決定さ

せていただきます。

清野委員 いろいろ竹川さんがご心配されていることはもっともなので、それについて、私として、この市川護岸のことに関わった意見を言います。

私自身も最初は、護岸検討委員会にいろいろと背後地との調整も含めて求めていたのですが、それはなかなか難しいということで今日に至っています。しかし、こういう再生というのは、一步一步、本当にみんなで地を這うように小さな合意を積み重ねていくことが大事だと思っています。そのおかげで、「護岸の理想を求める」という高いところを見つ、一つ一つ皆さんが議論した中で、大きな進展はあったはずです。それは、背後地の調整を5ヵ年の間に進めていくということで、その話を市川市のほうからいただきました。

これは海岸の計画として非常に重要なことで、いつぐらいまで背後地の陸の調整ができるかによって、海岸の生態系とか生物のためにどこまで余地があるのかを技術的に検討できる突破口が開かれたのです。このことは、いろいろとご心配がありながらも、防災上心配されている方の不安を取り除くべくちょっとでも進めようということでの合意をいただいたので、その合意が、「防護のほうも考える」というふうに委員会の大方の方が言ってくくださったおかげで、逆に、「防護のみ」と言っていた人たちも、そうしたら少し生物のことも考えられるようになるのではないかとということで、揺り戻しながらも、お互いにちょっとずつ合意は進んできたと思います。

私としてお願いしたいのは、一步一步そういうのを積み重ねていくことでみんなが進んでいるので、もしも護岸委員会に求めることが難しいと思った場合には、次の枠組みを提案していただくといいと思います。それは、海岸・護岸だけでも膨大な検討量があります。背後地も入れると、個々の検討が拡散してしまうのです。だから、背後地も含めた都市計画とか土地利用、湾岸地域の防災も含めた委員会をどうするべきかというのを、例えばこういう再生会議の場で、どういう枠組みの検討を進めるべきであるかというのを意見としていただければ、それは十分対応できる雰囲気になっていると思います。いろいろ不安なところを、どういうふうに次の一步を獲得していくかということ、市民の方がもうちょっとそこを積み上げ式でいっていただくと楽になるというか、進んでいくかなと思います。

これは意見ですので、ぜひよろしくお願いします。

大西会長 再生計画の基本計画の中にも、円卓会議案で「三番瀬に向き合うまちづくり・景観」という項目に対応するまちづくりサイドのが出てくるはずですね。基本計画の中にそういうのはありましたね。ということで、いずれ事業計画でもそちら側の話が出てくるということで、きょうも、護岸検討委員会の守備範囲と、それ以外に必要な事業計画が、区別があるわけです。したがって、特に護岸と関係したまちづくりについてどう進めていくか、早い段階で事業計画の案として県のほうにぜひ提案してもらって、市川市等々と一緒にそうした事業が進んでいくことをぜひお願いしたいと思います。

事業計画については、以上のようにまとめて答申させていただきたいと思います。

前回、それとあわせて、資料2-2、実施計画書以降については、特に意見がなかった、ということはこれでいいということだったと思いますが。これでいいというのは、護岸検討委員会で議論した結論でありますから、それでいいということだったと思います。

一つお諮りしたいことは、事業計画が答申でありますので、これについては答申文をつくって、それを堂本知事にお渡しすることになります。答申文は、今の修正が答申文で、

こういうふうに変更することが適当であるという趣旨の文言になります。

それに加えて、実施計画に関連して、実施計画もあわせて我々はここで議論したので、これで認めたということですが、この実施計画に従って事業を進めてくださいという趣旨で、実施計画を認めたという重要事項に関する議論を表現したいと思いますが、それについてお諮りしたいと思います。

後藤委員 事業計画の中で順応的管理というものが改修事業の中に位置づけられたということ、実施計画書の中で、「調査」は「モニタリング調査」が入っているのですが、4ページの「6. 事業内容」に当然「順応的管理」という言葉が入ってくるはずだと思います。参考資料として(7)というのはいいいのですが、事業内容として順応的管理が位置づけられた。実施計画の中にも入ってくるのではないかと思います。

大西会長 「モニタリング調査・順応的管理」でいいですか。

後藤委員 言葉は何でもいいですが、そこに「順応的管理」という言葉が入ってくる。

大西会長 「調査」に並んでということですか。

吉田副会長 今の後藤委員からの意見ですが、工藤委員がご指摘になったところと関連しているのですが、モニタリング調査とかそういったものは具体的な予算を伴う一つの事業ですけれども、順応的管理というのは、もっとその上に来るようなコンセプトで、考え方だと思うのです。例えば13ページに「順応的管理を踏まえた改修の流れ」とサブタイトルが付いているのは、これは非常に適切なサブタイトルだと思いますが、ステップ2のところ「順応的管理」と。ステップ2だけが順応的管理ではなくて、ステップ1、ステップ2、ステップ3、ステップ1というふうに流れる循環が順応的管理なんですね。ですから、先ほど工藤委員からご指摘のところ言えば、ステップ2のところをモニタリング調査にさせていただいて、そのど真ん中に「順応的管理により護岸の向上を目指す」、これは三つにかかるのだという感じに書いていただいたら、これも適切なものになる。それから、後藤委員からご指摘があった4ページの部分も、「事業内容」はこのままでいい。「参考資料」のところちゃんと「順応的管理を踏まえた改修の流れ」というのが入っているわけですから、当然この中では順応的管理が行えるというふうに理解できるのではないかと思います。

自分の意見も付け加えると、大西会長から、答申のところ、これで修正するのが適当であるということと、先ほどからたくさんの委員から出ている、順応的管理をするためにはモニタリング調査をした結果を評価する評価委員会ができないとだめではないか、これは非常にごもっともなことだと思いますので、答申の中にも「環境評価委員会の早期の設置を要望します」という言葉を入れたらよろしいのではないかと思います。

大西会長 後藤さん、どうですか。今の吉田委員のは、結論的にはこのままでいいと。最後の表を少し修正すると。

後藤委員 「調査」は「モニタリング調査」でいいと思いますが、そこに「管理」として「順応的管理」という形に入れておいたほうがいいのかという気はするのですが、どちらでも結構です。ニュアンスがわかれば、それで。

大西会長 事業として入れたからね。

後藤委員 事業として入っているの、やはり何らかの形で「事業内容」の中に入れておいたほうがいいのかと思います。

大西会長 入れるのは構わないですね。

では、「調査」の下に「順応的管理」と書くということですね。

後藤委員 「順応的管理」でもいいですし、そういう言葉で……。「順応的管理」だけでいいです。

大西会長 というふうに「事業内容」で明記したいという案ですが。

清野委員 多分、順応的管理というのは、調査そのものだけではなくて、計画とかそういう部分も含むと思いますので、「工事 護岸」「調査 調査」、その後の項目として「計画検討」とか、そういうふうに揃えたいと思います。

大西会長 今、見出しがはっきりしなかった。今の提案は、行を変えて「調査」の「調」の字のすぐ下から「順応的管理」と入れると。

清野委員 そこに「計画検討」とか、多分全体にわたる言葉を入れておいて、スペースを空けて「順応的管理」的な……。その用語のところですね。

川口委員 今の話は、「参考資料」の(7)にも「順応的管理を踏まえた改修の流れ」と書いてあるので、これは、先ほど大野委員が言ったように県を信頼して、ここで吉田委員が説明したとおり、事業がつく部分と相対的な理念の部分は分けておいたほうが。ごちゃごちゃになっちゃうと思うんですね。

木村委員 「順応的管理」という言葉、僕もここへ来て初めて聞いたのですが、いろいろ説明していただいて、いろいろな考え方の理念の上に来るような言葉だと吉田委員が言っていました、それはそれで理解して、結論的にはいいと思うのですが、僕は心情的に……。

僕は、千葉のほうで埋立工事をさんざん見てきたんですね。堤防をつくってどんどん水を沖からその中に入れて、それで埋立をしてきた。そういうのから見れば、これだけのモニタリング調査をして、その上で順応的管理をするというのは、当時からすればすごい進歩だなと思うのですが、ただ、「順応的管理」という言葉のイメージとしては、もし堤防をやって、それはモニタリング調査したけれども、ここに書いてあるように「よりよい工夫」という感じの変更しかできないのかという感じがするんですよ。だから、あえて言えば、先ほど大西会長が「著しく不都合があった場合には変更するんだよ」という話をしていましたが、「著しく基本的な精神に不都合があった場合には変更する」という議事録とか、そういう言葉をあえて僕は入れていただきたいと思うんですね。順応的管理、それはいいと思いますけど。

大西会長 どこに入れるの。

木村委員 できれば、僕としては、「順応的管理を実施します」の後に「著しく基本計画の精神に不都合があった場合には変更します」と、こういう精神をやっぱり入れないと。昔どおりじゃないと思いますが、僕なんか、さっきの「理想の護岸工事」というのがイメージとしてわかないんですよ。昔のああいうイメージがあって、それでモニタリング調査して、順応的管理をして変更した、結果的に見たら理想の今まで再生会議が積み上げてきたものじゃないもののができた、これはまずいんじゃないかということ、そういう気持ちはここにどうしても入れたいなと思っているんですけど、どうでしょうか。そういうふうに思いますけど。

大西会長 今のは、この紙の一番下ですよ。

木村委員 きちんと入れなければ。さっきも、これは議論していいということになりましたか

らね。

大西会長 今おっしゃったことは皆そう思って……。

木村委員 だから、議論として、議事録として。

大西会長 それだけ大きな声でおっしゃれば、議事録に残ります、間違いなく。

木村委員 ということでお願いします。

大西会長 大事なところですね。

竹川委員 第4回目の再生会議でつくられた環境評価委員会の要綱の中には、計画の見直し・中止も含めた環境評価委員会の役割が書かれております。ですから、環境評価委員会がきちんとできれば、そういう点である程度カバーできるのではないかと。ただ、実施計画でどんどん仕事が進んでいきますと、護岸検討委員会の論議じゃないのですが、100mの工事をやって20mの被覆のところを完成的なあれをやったとして、すぐそこで実際上モニタリングの効果があるかどうか。その中の委員の人たちは「そんなものはできやしないよ」とおっしゃった方もいらっしゃるのですが、そういったことで、特にその問題は別項にして入れていただきたいと思います。

大西会長 何を別項にするのですか。

竹川委員 いま清野さんがおっしゃったように、「調査」というところに並べてですね。

大西会長 「順応的管理」。実施計画書ですね。

竹川委員 はい。

大西会長 さっき決めた事業計画には入れるので、実施計画書に並べて入れるのはバランスとしてもいいと思いますが。

工藤委員 私も同意見でございます。この実施計画書の中に、ぜひ順応的管理に相当する言葉が何か入ってほしいと。

ただ、気をつけていただきたいのは、今まで議論してきた事業計画がありまして、これには長期目標、5ヵ年目標とあります。この中ではもちろん長期目標があるのだから、順応的管理が非常に有効ですよ。ところが、この実施計画書は、17年度、18年度だけのものなのです。17年度、18年度だけという、順応的管理の中身もかなり限定されてしまう。こんな順応的管理があるのではないかと提案ができる程度だろうと思うんですよ。そのことをわきまえて作文しておかなければいけないのではないかと考えます。

川口委員 一つ質問があります。

県か国交省かわかりませんが、モニタリング調査とありますが、僕は何回も発言していますが、参考程度の調査をしても、1回やると2,000万円ぐらい。資料を整理するのにまたそれに約1,000万円で、3,000万円ぐらいのお金がかかるのです。だから、モニタリング調査の予算は、毎年どういうふうになっているのでしょうか。本当に海の中のことを調べようと思ったら、護岸の17年度分ぐらいの予算が軽くかかっても、何ができるかというぐらいの調査をしないと海の中のことはわかりませんけれども。調査については、費用というか予算はどういうふうに措置できるのですか。

大西会長 これは事務局にお答えいただきたいと思います。

4ページの「参考資料」の(5)に関わることですか。ここに「モニタリング調査」とありますが、このことですか。

川口委員 そうです。

大西会長　　そうすると、10 ページに調査項目がありますね。こういうことをやるうということですか。説明をお願いします。

河川環境課　　前回は説明したと思いますが、11 ページの資料で調査位置、12 ページに調査時期をとりあえず。言い方は申しわけないのですが、どこまでやったらいいかというのはまだ完全に理解していないので、とりあえずこれで1度やってみて、それでいいか悪いかをまた判断して、足りないものは追加する。同じような傾向であった場合は、その部分はなくしてもいいのかなと。

　　予算の関係は、調査予算については、17、18 年度のうち、17 年度分については、いま調査費は約 4,000 万円見えています。18 年度については、これからの要望によりますので、まだ細かい額までは決定しておりません。

　　モニタリングについては、1 回の調査で 500 万円ほどかかります。今の予定ですと、18 年度までいきますと、3 月と 9 月、最終的にもう 1 回くらいという感じでやりますので、1,000 万円ちょっとぐらいの調査になってしまいます。

川口委員　　モニタリングだけでそれぐらいのお金がかかるということですね。順応的管理という概念の中に含まれる調査費は、毎年どのくらいを予定しているのでしょうか。

河川環境課　　まだ細かく調査していないのですが、感覚で申しわけありませんが、年間 3,000 万円ぐらいかかるのかな、今の形でずっと進むと。そんなイメージでとらえています。

大西会長　　ちょっと戻っていただいて、4 ページ、実施計画書。「6. 事業内容」、「調査 モニタリング調査」とありますが、この下に「順応的管理」という言葉を入れたほうがいいという提案が何人かの方からありました。これは事業計画にも対応する。

　　その見出しが要るんじゃないかということですが、さっき決めた事業計画の 2 行目に「モニタリングの情報を基に、護岸構造を評価・再検討し、より良い工夫を施していくこととした『順応的管理』により実施します」ということで、「順応的管理」を評価・再検討のためにやるというのがありますので、この言葉を取ってきて、「再検討」と書くと意味がわかりにくくなるので、「評価・検討」という見出しにして、1 文字あけて「順応的管理」という提案をしたいと思います。上の「調査 モニタリング調査」の体裁と同じで、その 1 行下に「調査」の「調」の真下に「評」が入るという感じで、「評価・検討 順応的管理」。ということで「事業内容」に入れる。

　　先ほどの工藤委員のところについては、付属資料なので、今のを踏まえて事務局で修正していただくことにしたい。

　　今の提案でよろしいでしょうか。

川口委員　　賛成です。

吉田副会長　　大西会長の修正で結構だと思いますが、一つ誤解がないように。つまり、予算が、先ほど川口委員から指摘がありました。モニタリング調査をして 4,000 万円ぐらいかかる、あるいはそのうちの順応的管理に係るもので 3,000 万円ぐらいという話がありましたが、そういうのに基づいて次の設計を考え直すとか、そういうところはこの改修事業の中に入ってくると思いますが、順応的管理はもっと広い意味があって、先ほどから出ている評価委員会が出てきたデータを検討するというのがあります。これは、この中ではないのです。あくまでもこれは河川課のほうでやるものであって、評価委員会は再生会議の下から発生していくもので、いわば三番瀬の再生推進室のほうの予算でやるものです。

ね。ですから、それをごちゃ混ぜにしないほうがいい。ここに全部入れ込んでしまうと、アセスメントの評価を事業者がやるようなことになってしまう。そうじゃなくて、このモニタリングの評価は独立した評価委員会がやるんですよ。そこまでごちゃ混ぜに入れないということだけ確認したいと思うのですが。

大西会長　それでは、実施計画については、今のような修正を明記して、「実施計画に基づいて進めていただきたい」という文言にするということにさせていただきたいと思います。

もう一つ、実施計画というか、事業を実施していくといよいよ評価ということも現実的な問題になりますので、これは答申本文ではなくて、今も本文ではないですが、それと同様に、評価委員会の早期形成をお願いしたいということをもう1行加えたいと思います。事業計画の答申なので、事業が始まれば評価が非常に大事になってきますので、それもあわせて書きたい。

細川委員　吉田委員から「順応的管理のときにモニタリングをして評価するのは事業者ではない」という指摘がありました。事業の実施計画に「順応的管理」と書いたとたんに実施する人が順応的管理をやるのだという文章になっていますね。それから13ページ、「順応的管理を踏まえた改修の流れ」の絵を見ると、モニタリングしてわかること、できることを整理して、結果を検証して、断面形状の検討をして、より良い工夫をしましょうという流れになっていて、これはより良い工夫をするために、今度、逆に何をモニタリングしたらいいのか。たかが100mの中でいろいろ調べたらできる工夫は何かというところのモニタリングをしましょうという感じになっていますが、こういうモニタリングと断面形状の工夫も、確かにより良い工夫をするために必要だと思います。これは断面形状の検討をするために行うということだと、護岸の委員会の中で議論するのがふさわしいような議論も確かにありそうな気がします。環境影響評価といったものを再生会議の下で行うときには、再生会議がこういうことをおやりなさいとモニタリングする環境影響評価の委員会に指示を出すわけですが、その指示は、同じデータだから、県が測るデータだから、それは使わせていただくにしろ、見る見方を少し変えて、より良い工夫だけじゃなくて、周りに悪さしていないかということも含めて検討しましょうということで、ちょっとチェックして、それを反映するということで二重の構造になっていると考えるほうがいいんじゃないかという気がします。

大西会長　今おっしゃったとおりだと思います。少し観点が違う、もう少し広い立場から評価委員会で評価する。個々の事業の周辺についての影響については、事業の中でモニタリングして、順応的管理、修正を適宜する。私はそういうふうに理解していますが。

そういうことでよろしいですか。何かご意見がありましたら。

工藤委員　会長がおっしゃるとおりじゃないですか。

大西会長　今のでよろしいですね。

みんな大体似たような理解だと。ある議論では一面が強調されたりするので、少しニュアンスが変わったりしますが、基本的にはそういう認識だろうと思います。

それでは、実施計画に関わる答申文の書き方については、さっき確認したようにまとめたい。つまり、修正を明記して、そういうふうに修正していただきたい。その修正した実施計画に基づいて事業を進めていただきたいというふうを書いて、もう一つの項目として、評価委員会を早期に形成していただきたいということを書くことにさせていただきます。

では、事業計画並びに実施計画については以上としますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長 ありがとうございます。

それでは、会場の方から意見を聞いていないので、何人が受け付けたいと思います。

発言者 A 2点申し上げたいのです。

第一は、パブリックコメントを実施して市民の意見を集めました。一体これはどういうふうに取り扱われるのか。すべて物事が今決まってしまったようですね。しかし、パブリックコメントというのは、住民参加の中で一番大事な部分である。一番と言っちゃ語弊がありますが、非常に大事な部分である。ここで議論されたことを県民の中に情報公開して周知させる。そして、県民がそれについて考えたことをここに提起する。そして、それをこの議論の中に生かしていくのでなかったら、パブリックコメントというのは意味をなさないわけです。それについてどうお考えなのでしょうか。住民参加の一番大事な部分がお粗末にされているのではないか。

しかも、その内容について言えば、この計画で本当に自然が守れるのだろうか、失われている命についてはどうするのだろうかというふうにいるいろいろな問題が提起されていますが、これこそ自然再生の中の一番基本的な部分の疑問です。

その疑問については、当然、再生計画として一番大事な問題として論議する必要がある。せめてこれについてはその心配はない、あるいはこういうふうにして解決できる、あるいは心配があるんだけど、こういう状況の中でこうするしかないとか、そういったような回答が示されるべきですね。それが全然無視されている。これは一体どういうことか。

2番目の問題ですが、「海と陸との連続性」という言葉は、言葉の意味として非常にねじ曲げられて使われている危険を感じています。「海と陸との連続性」ということを、前の円卓会議の中で、多分私が最初に提起したのだと思いますけれども、埋立あるいはこれまでの開発活動の中で破壊されてしまったことの非常に大きな条件として海と陸との連続性がある。昔の沿岸の陸地には、内陸湿地があり、松林があったりして、それが浜に続き干潟になっていった。そこでは水の連続ということが保たれている。それから生態系の連続ということが保たれている。それが自然再生の中で論じられるべき連続性だったと私は指摘したわけです。ところが、それがいつの間にか、「人が海に入れる」という連続性にすり替えられていっている。ですから、この基本計画の文章の中でも、4行目、5行目「海と陸との自然な連続性を徐々に取り戻し、人々と三番瀬とのふれあいを確保していくことが重要です。」これは、普通の国語で読めば、連続性を確保することによってふれあいを蘇らせるというふうに読めてしまう。

大西会長 少し短めをお願いします。

発言者 A わかりました。ですけど大事な問題ですから、むしろ関係させてください。

人と自然とのふれあいというのは、これは親水性として認識すべき問題だ。親水性 = 連続性ではないのですよ。海とのつながりの中では、砂の海岸での親水性、泥海岸での親水性、あるいは垂直護岸で入らないけれどそれはそこでの親水性、いろいろあるわけですね。それを、砂を入れていくという方向で人とのつながりで連続性というふうにしり替えてしまっている。これ、大問題です。これは後々の計画に禍根を残します。

ですから、例えばこの4行目、「自然な連続性を徐々に取り戻し」ということと「人々

と三番瀬のふれあいを確保し」ということは別の次元の問題ですから、文章としても分けるべきです。

あと、これについては、そのほかのところでも関連しておりますので、きちんとした回答をお願いしたい。

大西会長　ほかにご意見がありましたら、お願いします。

短めに、あと2人お願いします。

発言者B　江戸川区から来ましたBと申します。

「環境に配慮した石積み護岸」と書いてありますが、この内容から見て、いま事業計画に挙がっている内容は、環境にほとんど配慮していないと思います。ご覧のとおり 1,700 m想定したとしても、大体 4 万 2,000 m²の捨石の下は全部埋まってしまうわけです。ですから、ここでは生物が全く死滅してしまいます。そこにはカキ群集を中心にしてたくさんの生き物がいます。ウネナシトマヤガイ、これは絶滅の種になっていますが、そういうたくさんの生き物がいるわけです。さらには、これは記録には挙がりませんが、魚でいえばハゼの稚魚。稚魚の時代は、ここで群泳しています。それだけの生き物が全部死滅してしまうということについて、何ら配慮していないわけです。そういうことから見て、石積み護岸、つまり石積みで問題になるのは傾斜ですが、傾斜護岸になっているということは、三番瀬の再生計画から見て全く反するような事業計画、まさに言わしてもらえれば、単なる土木事業になっていると思うのですね。そういう事業は三番瀬の再生事業にふさわしくないと考えます。そういう点で、そういう計画はやめてほしいと思います。それをやめて、直立護岸、今ある護岸をつくり直すという方向、またはどうしても傾斜にするのだったら、今の埋立地を海に戻して陸地側に入るというふうにしなれば、再生計画の精神を生かした「環境に配慮した」ということには全く反するものがありますので、ぜひ、皆さん見識のある委員の方はもう1度検討していただきたいと思います。

もう一つはモニタリングのことですが、再生計画の案には、事業の初期の段階からモニタリング体制をつくるようになっていきます。また実施計画についても、その実施計画とあわせてモニタリングを実施して、調査に基づいて実施計画をつくるようになっていきます。そういう点から見ると、県の今つくられた事業計画ないし実施計画は、そういうモニタリング体制を無視した事業計画になっているために、そういう環境に配慮が欠けた事業計画になって、また傾斜護岸ということで大きく海側にはみ出る事業になっている。そういう大きな問題点が発生しているのは、モニタリング体制をちゃんとしてないことから起きてくる問題だと思えます。そういう点で、いろいろ時期の問題もあるのですが、見直しをもう1度やり直してほしいと、私は率直に思います。

発言者C　市川市から参加しているCです。

私は、環境評価委員会のことで要望を言いたいと思います。

環境評価委員会がしっかりしているというのは、安心感を県民に対して与えると思います。環境評価委員会が本当に環境を守っていくんだよというところが大切だと思います。先ほどの県の説明でも、委員をいま人選しているということでありましたが、むしろ委員の人選は再生会議のほうがイニシアティブを持つべきだと思っています。そういう点で、県任せではなくて、県が選んでくる人選を再生会議のこの場でしっかり検討していただいて、不都合な場合は意見をきちんと上げていくし、再生会議としても意見をそれに基づい

て述べていけるシステムを、再生会議の責任でぜひつくっていただきたい。そういうことを委員の皆さんに要望したいと思います。先ほどの吉田委員の、事業主が選んでいくようなというのではない、本当にしっかりした環境評価委員会を立ち上げていただきたいということを要望したいと思います。

大西会長　ありがとうございます。

(3) 報告事項について

- ・市川市塩浜護岸改修事業に係る「事業計画(案)」の
パブリックコメント実施結果について
- ・平成18年度三番瀬関係予算要求事業について

大西会長　報告事項に移ります。

報告事項の最初は、まさにパブリックコメントに関するもので、これは事前に配付されて、委員の方はこれを踏まえて、最終的には、事業計画(県の計画)としてまとめるときにこれが生かされると思います。きょうの議論にも反映されていたと思いますが、まずこれから、通して報告事項についてお願いします。

三番瀬再生推進室　パブリックコメントについて報告いたします。時間も余りありませんので、簡単に申し上げたいと思います。

先ほど室長から説明がありましたように、11月30日から12月20日、つい先週まで、パブリックコメントの実施をいたしました。資料2-1、本日議論していただきました事業計画書、「参考」と言われるもの、実施計画書もあわせて理解のために添付した上で、パブリックコメントを求めたところでございます。

結果として11~26ページに全文載せております。パブリックコメントが終了したばかりですので分析はこれからですが、内容はここに書かれているとおりです。それを要約することは時間の関係上省略させていただきますが、これの対応については、個々の意見を整理して、県の考え方については後日公表したいと考えております。

以上です。

(傍聴者より「パブリックコメントは、報告事項で終わりなんではないでしょうか。そのところをお聞きしたい。」の声あり)

大西会長　次の報告についてお願いします。一通り報告していただけますか。

三番瀬再生推進室　お手元の分厚いほうの資料の27ページ、資料No.4をお開きください。

タイトルは「平成18年度三番瀬関係予算要求事業について」です。

こちらの資料は、現在、庁内で予算要求している段階です。現時点では、予算化されるかどうかまだ未確定という状況のものでございます。したがって、この事業内容自身も必然未確定のものである。こういった背景の中で現在の状況を再生会議にご報告したいという趣旨のものでございます。新規のものを除けば、これまで再生会議へ何らかの形で説明しているものが多いということです。

表の説明に入りますが、左欄から「事業名」、そして右欄にかけて「事業内容(予定)」となっております。

まず総合企画部関係ですが、三番瀬再生会議等開催事業として、三番瀬再生会議や先ほ

ど来ご議論いただいております評価委員会を開催したい。

2番目としては、三番瀬情報発信事業として、三番瀬に県民の関心と理解を深めていただきたいということで、サテライトオフィスの設置・運営やフェスタの開催など、さまざまな情報発信を行っていききたいというものです。

そして3番目として、こちらは新規でございます。三番瀬再生実現化検討事業として、三番瀬の再生に必要な再生事業、例えば後背湿地の再生、淡水土砂供給の回復、こういったものについて、事業実施上の課題、種々の事項について実現化のための検討を行う。と申しましても、これは一步一步進めなければいけない、まだ基本的事項の検討でかなりかかってしまうかと思いますが、こういったことにも着手したいと思っております。

次に環境生活部関係ですが、環境学習検討事業ということで、検討委員会において環境学習の検討を行っていききたい。現在、検討委員会の設置を準備しているところでございます。近々、委員会も立ち上げて検討をスタートしたいと思っております。

次に、三番瀬自然環境データベース事業で、先ほど来の順応的な管理を行っていくためにはさまざまなデータを整備していく必要がある。そういった趣旨から、逐一逐次データを追加して補充していききたい。時間があれば、後ほどこちらの整備状況も説明したいと思っております。

その下に、三番瀬自然環境合同調査実施事業でございます。できるだけ再生に多くの人々が参加していただくという趣旨の下、自然環境の合同調査を行っていききたい。本年度の実施状況は、資料6にもありますが、残念ながらまだまだ多くの人々が参加するというレベルには達しておりませんが、こういった地道な取り組みを県としても続けていくというふうにご理解いただきたいと思いますと思っております。

そして行徳湿地再整備事業としては、行徳湿地は三番瀬の後背湿地の機能を有する場所であるという位置づけから、三番瀬とのつながりを強化するための対策を検討するための整備協議会による検討を進めていききたいという内容になっております。

28ページをお開きください。

三番瀬自然環境調査事業というタイトルがついています。こちらは、三番瀬の中長期的な自然環境の変動を把握するという趣旨のもと、平成18年度は底質、また底生生物、マクロベントスの四季調査、粒度組成等の分析を行っていききたい。なお、こちらについては、平成17年度は鳥類関係の採餌関係の調査を実施しております、一定のインターバルで調査対象を変えながら、三番瀬全体の現況を少しずつ把握していくといった趣旨のものでございます。

農林水産部関係ですが、三番瀬漁場再生検討事業として、三番瀬により良い漁場を再生するという趣旨の下、三番瀬の漁場再生検討委員会で具体的な事業計画を検討していききたい。直近の開催結果は資料7にございますが、アオサの試験の回収とか、さまざまな事業に取り組んでおります。

こういった委員会での検討を受けまして、三番瀬漁場改善検討事業として、現状の漁場環境を整理した「漁場特性マップ」を作成する。こういったことから始めて、具体的な再生の検討を行っていく。

そして、三番瀬漁場再生調査事業としては、アオサ関係、アサリ関係、アマモ場関係の試験関係も含めて検討・調査に取り組んでいく。

そして最後に、県土整備部関係です。これは先ほど来議論していただいたところですので、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

大西会長　今の報告事項、これは事前に配付して、ご覧いただいた方も多いと思いますが、何か質問がありましたら、お願いいたします。

倉阪委員　まず、18年度の予算要求事業の説明を受けたのですが、継続のところは17年度からやっているわけですね。したがって、17年度中に17年度の進捗状況についての報告を受けてないものがあると思うのです。漁場と護岸だけしか検討していないような、そういうイメージを傍聴の皆さん持たれていると思いますし、私もそういう気がちょっとしているわけです。それでは三番瀬の再生には程遠いのではないかとということで、環境学習とかいろいろなところを今やられているはずですので、そこについての進捗状況をこの円卓会議の次回ないし次々回に報告していただきたいというのが1点目でございます。

二つ目がパブリックコメントの扱いです。パブコメの扱いについては、県のほうが受けとめるということだとは思いますが、傍聴の方が不満に思われるのもわからないではない。今、これは出ているわけです。ただ、私自身としては、これを見ながら議論したつもりでございます。その中で、おかしいなと思うところについては、評価委員会の件であり、1丁目の件であり、俎上に乗せて議論したつもりでございます。ただ、市川護岸の検討会である程度議論をし、そこでこなししたところもパブコメでされているかと思しますので、そこについては若干私の見解としてお話ししたいと思います。

生物への影響については、護岸の検討委員会でも具体的な調査をしていただいて、それで生物種の把握と、新しくできるものと現在との比較においてどういうふうになるのだろうかという簡単な評価はしたつもりでございます。今回の場合は、徐々に手をつけていくということですので、一気にすべて潮間帯を壊すということではない。手をつけるところの個体は、それは救えないところがあると思います。それは死んでいるところはあると思います。ただし、種としては新しくできるハビタットに移っていくという見込みで議論をしていたと思います。それも、直立護岸よりもハビタットの距離が増えるということで、今よりは望ましい状況に落ち着くのではないだろうかという議論をしたつもりでございますので、そこを無視して今回決めたということではなくて、そこを見ながら議論させていただいたという理解でございます。

私の見解です。

竹川委員　今、報告をかいつまんで話されましたが、この前、「市川海岸塩浜地区護岸検討委員会検討概要」が配付されております。今ちょうど倉阪委員がおっしゃったようなことで、生物環境がちょうどスライドの映像のようにして36枚ここに入っております。

大西会長　今、その資料は、皆さんの手元にないと思いますよ。

竹川委員　これは、資料2 - 3。

大西会長　資料2 - 3というのは、きょうありますか。

竹川委員　今回でなくて、前回。

大西会長　今、手元にないですね。

竹川委員　そうです。

36枚のこういった画像の中の5枚に、生物環境の問題が出ています。その中で指摘さ

れておりますのは、特に希少生物の問題、これは 12 種類全部出ています。それから、海生生物の影響予測その他。これは、環境影響が余りないのだということより、むしろ、間接的な影響がある、またモニタリングに関する意見についてもこういう問題があるのですよという、いわゆる警告的な内容がズラリと並んでいるわけです。

大西会長 さっきの報告事項に対する質問に絞っていただけますか。

竹川委員 そういうことで、今までの護岸の検討会議の中身はそういう問題も含めてありますので、論議の経過を再生会議に話していきませんか、結果だけかいつまんでお話ししてしまうと、ほとんど再生会議の方々がわからずじまいで終わってしまう。

そういう意見です。今後よろしくお願いします。

清野委員 市川護岸の例がいい例だと思いますが、市民参加で円卓会議を開いて決定した護岸の断面がこの再生計画の元になったわけです。

私自身は、皆さんが市民参加で決めた護岸、石積みでこういうのは、非常に生物的に厳しいというのは、その当時言いました。それでも、皆さんの陸の利用とか妥協のところ、何とか、再生という評価は受けなくても、少しでもあり得るものをやろうということだったのですが、私は海岸の専門家としては、この断面はかなり厳しい、絵のとおり皆さんが思うようにならないかもしれないという話はしています。

その際に、市民参加で決めた計画があったときに、専門家も行政側も、それを受けざるを得ないのですよ。その範囲の中で努力してベストを尽くしてくれということに追い込まれるのです。その際に、もしも市民の方がもうちょっと陸域とかそういうところでの条件を緩やかにしてくれて、この再生計画の当時よりも社会条件とか合意条件が変わって、「ここまで考えていいよ」と言ってくだされれば、再生というレベルも今後クリアできると思います。

ところが、18、19 年度というレベルは、残念ながらかなり厳しい条件の中で、過去的意思決定を尊重しながら、「生物に配慮した」というレベルで終わります。それを皆さんに見ていただいて、再生ではなくて配慮、ものすごいきつい条件の中でできるものがどういうものかというのを見ていただきたいのです。それを基に、市民も参加した中での意思決定に対して、市民の人たちも、意思決定のプロセスがそれでよかったのかとか、もうちょっとこうしたらよかったんじゃないかという、市民参加による構造上の決定のところの順応的な見直しもできたらお願いしたいのです。それによって、市民参加で決めたほうが海岸が良くなったというのを次の段階の断面でやることは、私は可能だと思います。

だから、これからつくるものに対して大変申しわけないのですが、見たらとても自然再生だと思わないと思います。悪いところとかたくさん思うと思うし、「これしか考えられなかったの？」と言われるのは覚悟しています。だからこそ、皆さんに、断面を見て、もうちょっとやれること、その意思決定の順応的なところもお願いできたらということです。いま竹川さんが紹介されたような、普通だったら過去の千葉県ならあり得ないようなネガティブなことも今から出しています。それも含めて皆さんに見ていただいて、「これじゃいけないよ」と言っていただければ、また違うやり方もあると思うので、市民参加のときのパブリックコメントの回答の仕方もぜひ提案していただければ。全部こちらで引き受けるというのだけだと、もうぎりぎりまで追い詰められているかなという気がします。

大西会長 この後の懇親会でのやり取りのほうが適当な話題かもしれませんが。

木村委員 事業計画、角度はちょっと違った話ですが、これはこれでいいと思います。

実はこの前、東北の気仙沼のほうで、海が汚れてきて、再生会議というのがあったのですね。その話を聞いていましたら、海の汚れというのは、結局、森が汚れて、そして海も汚れていると。そういういろいろな角度の調査がありまして、イメージとして、みんなにアピールする言葉を決めようよということで、「森は海の恋人」というのを一つ決めた。森に行って大漁旗を立てて植樹したり、そういう形でやった。そういうことが気仙沼の再生会議につながって、「森は海の恋人」ということが、ただ気仙沼だけじゃなくて、全国的な規模で運動となっていったという話を聞いたのですね。

僕はなぜこの話をするかという、三番瀬の最初に、会長さんも言ったけど、「里海」という一つのイメージとしての言葉をおっしゃったのですが、「森は海の恋人」じゃないけど、再生計画というのは何をイメージしているのか。例えば再生計画（案）の下に、例えば僕が考えたので、「里海はまちのオアシス」とか、そういうような、「あっ、再生会議というのはこういうイメージでやっているんだ」というような言葉を発信しないと、先ほど言ったように、一体何をやっているんだ、より良い護岸をつくるのが再生計画なのかとか、一つ一つとらわれて、再生会議というのは何をイメージしているのかということが失われていくような気が僕はするのです。

だから、「森は海の恋人」と決めるにはみんな相当討議したそうですが、そういう形で、ある程度理想はできないとしても、この再生会議はどういうイメージでやっていくのかということ発信として考える必要が僕はあると思うのですね。そういうイメージがあれば、先ほどいろいろ意見が出ましたが、なるほどそういうふうに努力しているのだなということがわかると思いますね。そういう面で、お金も使う、会議もやる、その中で発信する一つのイメージが僕は大事だと思うので、できれば、例えば女性がいるので清野さんが中心になって、そういう形のものを僕は提案したいと思いますが、会長、いかがでしょうか。

大西会長 質問はないかと言ったのに、皆さんかなり本質的な問題について語り出して、そういう議論が絶えずフィードバックされていけないといけないといかないといかないというのはよくわかりますので。

きょうまでは事業計画の議論で、タイムリミットもありながら議論してきたのでこういう格好になりましたが、来年1月から、一つ事業計画を議論したので、また、再生のあり方についてそれぞれ意見をお持ちだと思いますので、そういう意見を開陳していただく機会もつくりたいと思います。

今おっしゃった「森は海の恋人」というのは、その言葉を使おうかという議論もあって、そういうことについてここで詳しい方もいらっちゃって、事実として示されたこともありました。直接は使っていないですが、ということでもあります。

その趣旨に立ち返って、きょうの報告事項についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

・三番瀬自然環境データベース事業について

大西会長 それでは、三番瀬自然環境データベースについて、事業がこのくらいできているよという一例として紹介してもらいます。

環境政策課 それでは、自然環境データベースの作成・広報事業について説明いたします。

29 ページをお開き願います。資料 No. 5 でございます。

時間がないようですので、並行していききたいと思います。

「1 データベースの概要」の「目的」ですが、三番瀬の再生にあたりましては順応的な管理が必要だということは共通の認識だと思います。この仕組みを支えるものとして、調査結果の情報が大切になってまいりまして、そこで、これまで県が実施した鳥類、魚類、底生生物、水質、底質等の調査結果、今後得られる調査結果について、情報を効率的に活用できるようにしたいと思いました。そのためには、印刷物とするよりは、パソコンやインターネットを使ってデータベースとするべきだろうということで、この事業に当たったわけでございます。

何を入れたかということですが、これまでに県が三番瀬とその周辺で実施した調査結果について、項目そこに書いてあるとおりの内容を入れております。画面でこの後説明したいと思えます。

主な機能としては、主要種の生態、三番瀬における生息の状況といったものを、写真、グラフ、あるいは地図に落とししたものを表示できるようにしたいと思っております。

それから、新しい知見をもとにしてデータの編集等を行い、このデータベース自体も順応的管理をしていくものにしたいと思っております。

利用方法として、県再生会議の利用と一般の利用と二つ書いてありますが、県再生会議の利用については、三番瀬の自然環境の評価、それから目的にもありますとおり、再生事業に伴う順応的管理の検討や資料提供等に利用することとしております。ただ、一般の方の利用については、知的所有権の保護の観点等から一定のルールを設ける予定ですので、今後、再生会議のご意見を伺いながら詳細について決定していきたいと考えております。

ホームページの開設については、ここに書いてあるとおりでございます。3月末のオープンを目指しております。それと、17年度としては、もう残り少なくなってまいりましたが、新たに得られたデータの追加を行いたいということで、こちらの画面は小さくて申しわけございませんが、担当から画面を用いて説明いたします。

環境政策課 簡単に説明します。スクリーンをご覧ください。

こちらが自然環境データベースでございます。

この中の一つの機能として、「主要種の閲覧」というのがございます。これは、三番瀬で見られる鳥類 42 種、魚類 13 種、底生生物 25 種、計 80 種の主要な種類について、今のところその生態等を解説したものを載せてございます。一例として、例えばスズガモですと、写真が載っていて、分布、生息環境、食性、これまでの県の調査に基づいて三番瀬における生息状況が載っております。それから、過去のデータから、例えば水色のところは休息場として利用している場所であるとか、グリーンっぽいところは生息場、採餌場のどちらとしても利用している、こういった情報が載っています。こういったものについて、底生生物、鳥類、魚類についてつくってございます。

環境政策課 時間も迫っているようですので、画面も余りよく見えないという話があったので、次回に資料を配付いたしますので、今回はここで終わらせていただきます。

大西会長 皆さんインターネットで見られると思いますので、URLをお知らせいただくとかいうふうにしていきたいと思います。

きょうのまとめに入ります。

答申文については、先ほど皆さんの合意をいただきましたので、事務局にその合意に基づいた答申文を用意してもらって、明日（12月28日）付で知事へ答申することにいたします。

次の開催については、1月の……。

三番瀬再生推進室 次回は1月20日（金曜日）でござまして、通常ですと18時からですが、会場の都合があり18時30分から、30分繰り下げて行いたいと思います。

場所は、JR総武線船橋駅前のフェイスビル6階にございます船橋市市民文化創造館きららホールで行います。

内容といたしましては、先ほども説明しましたが、護岸以外の事業計画をどのように策定していくかについてご相談したいと思っております。

よろしく願いいたします。

大西会長 わかりました。では、1月20日によろしく願いいたします。

きょうは、あとは懇親会ということになります。続きをしていただきたいと思います。

一つお考えいただきたい点があります。護岸をはじめとして検討委員会をいろいろつくって、検討委員会は形式的に言えば知事の下につくられている。だから、この再生会議とは別個にできているわけです。ただ、再生会議にその検討委員会の議論を踏まえた一定の諮問案が県によって作成されて諮問されるということで、再生会議でも議論を行うわけですが、これが全然違う方向に向かって走っていくと大変な混乱になりますので、そういうことが起こらないように、この三番瀬の再生問題についていろいろ議論してきた主として再生会議のメンバーにできるだけ検討委員会にも入っていただいて、議論をリードしていただく。もちろんほかの方も加わって議論するということになると思いますが、そういう仕組みに実質的にしてあります。そういうこともあるので、再生会議としては、検討の具体的な内容についてはできるだけ尊重していくということが一つのスタンスになります。したがって、委員の方、特に検討委員会にも加わっておられる委員の方は、そこで十分に内容的な議論は尽くしていただきたい。この場でその内容的な議論がもう1回再現されますと、膨大な時間がかかります。当然、検討委員会は長くやってきているわけですから、それをそっくり再現すると大変な時間がかかります。しかも、そこで議論を尽くしたということで発言されない委員の方も大勢いらっしゃると思いますので、議論が偏るということにもなると思います。したがって、内容的な議論は、くれぐれも検討委員会、それぞれ設置された場で尽くしていただきたいということを十分にお考えいただきたいと思います。

ということを私からの要望として申し上げて、以上できょうの会議は終わりにいたします。どうも皆様ご苦労さまでした。

4. 閉 会

三番瀬再生推進室長 以上で第9回「三番瀬再生会議」を終了いたします。ありがとうございました。

以上